

## 4-1. 地域計画の策定・検討状況、完成予定時期について(第14条関係)

47 都道府県における地域計画の策定・検討状況及び完成予定時期について、表 4-1-1、図 4-1-1 に示した。また、地域計画を策定しない理由について表 4-1-2 に示した。

- 策定済みの自治体は 1 県（全体の 2%）のみであった。
- 策定中及び策定の予定がある自治体は 35 都道府県（75%）で、平成 22 年度中に策定を予定としている自治体は 18 道府県（54%）、平成 23 年度中の予定が 13 道府県（37%）であった。
- 地域計画を策定しない理由は、「内陸県であるため」が最も多く、その他には「必要がない、海岸管理者からの要望がないため」などが挙げられた。

表 4-1-1 地域計画の策定状況

策定状況	自治体数	自治体名
策定済	1	沖縄県
策定中	23	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
未策定 (予定あり)	12	岩手県、福島県、東京都、愛知県、大阪府、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県
未策定 (予定なし)	11	栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県
計	47	

注：色分けは、平成22年度策定予定、平成23年度策定予定、検討中・未定を示す。

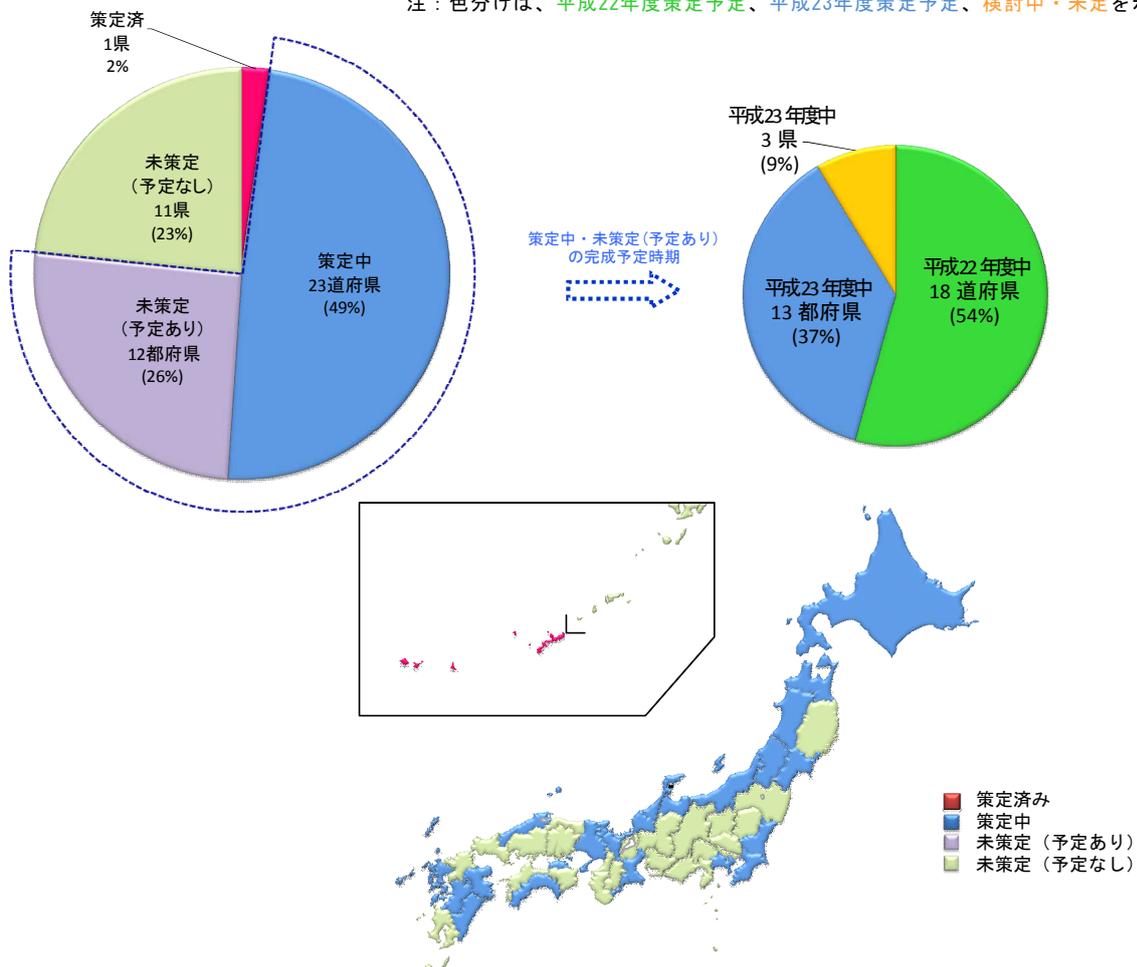


図 4-1-1 地域計画の策定状況

表 4-1-2 地域計画を策定しない理由

策定しない理由	自治体数	自治体名
内陸県のため	5	群馬県、埼玉県、長野県、岐阜県、奈良県
対象海岸がないため	2	静岡県、滋賀県
必要がない・要望がないため	2	岡山県、広島県
既存の計画を活用するため	1	栃木県
影響や必要な対策が把握できて	1	山梨県
計	11	

## 4-2. 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況(法第 15 条関係)

### (1) 組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表 4-2-1、図 4-2-1 に示した。また、組織する予定がない理由について表 4-2-2 に示した。

- 組織済みの自治体は 16 道県 (34%) であった。
- 組織済み及び組織予定ありの自治体は 25 道府県で全体の約半数 (53%) であった。
- 組織する予定がない理由は、「対象海岸がないため」、「既存の審議会等を活用するため」が最も多く、その他には「地域計画を策定しないため」などが挙げられた。

表 4-2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	自治体数	自治体名
組織済み	16	北海道、青森県、山形県、富山県、新潟県、石川県、兵庫県、島根県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
組織する予定あり <sup>※2</sup>	9	岩手県、秋田県、千葉県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、山口県、福岡県 <sup>※1</sup>
組織する予定なし	14	宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、広島県、高知県、大分県
その他	8	福島県、茨城県、福井県、静岡県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県
計	47	

※1：色分けは、平成22年度策定予定、平成23年度策定予定、検討中・未定を示す。

※2：秋田県、千葉県、愛知県、三重県は組織済み（H23.3.1現在）

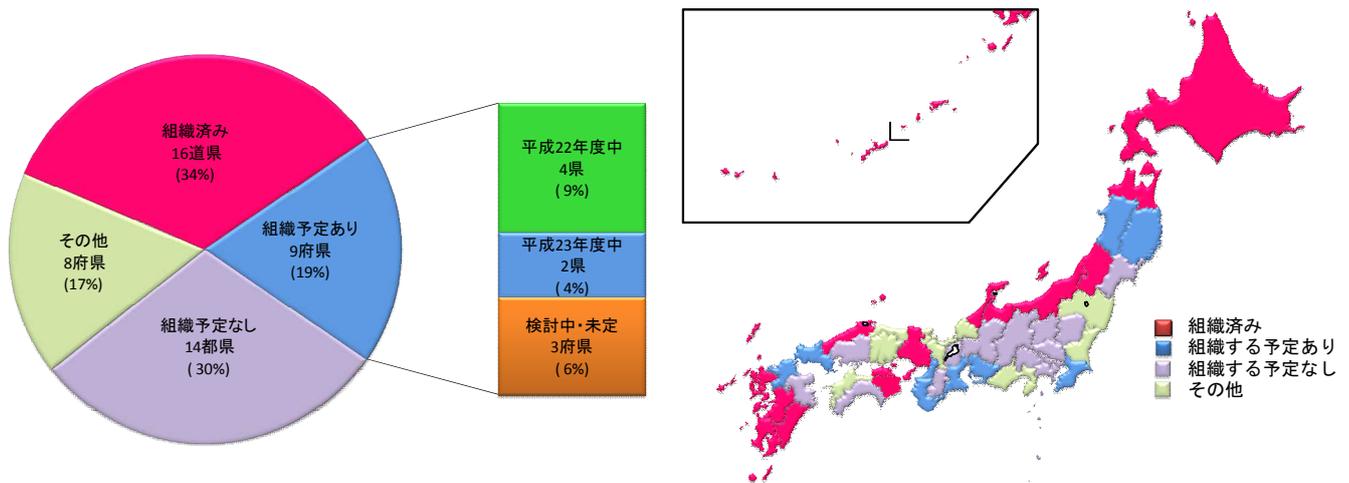


図 4-2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

表 4-2-2 海岸漂着物対策推進協議会を組織しない理由

理由	自治体数	自治体名
対象海岸がないため	5	群馬県、埼玉県、岐阜県、滋賀県、奈良県
既存の審議会等を活用	5	栃木県、神奈川県、静岡県、高知県、大分県
地域計画を策定しないため	3	長野県、岡山県、広島県
必要性がない	2	東京都、福井県
その他	5	宮城県、山梨県、京都府、鳥取県、愛媛県
未回答	2	
計	22	

## (2) 開催状況

(1)組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体(16 道県)の海岸漂着物対策推進協議会開催状況について表 4-2-3、図 4-2-2 に示した。

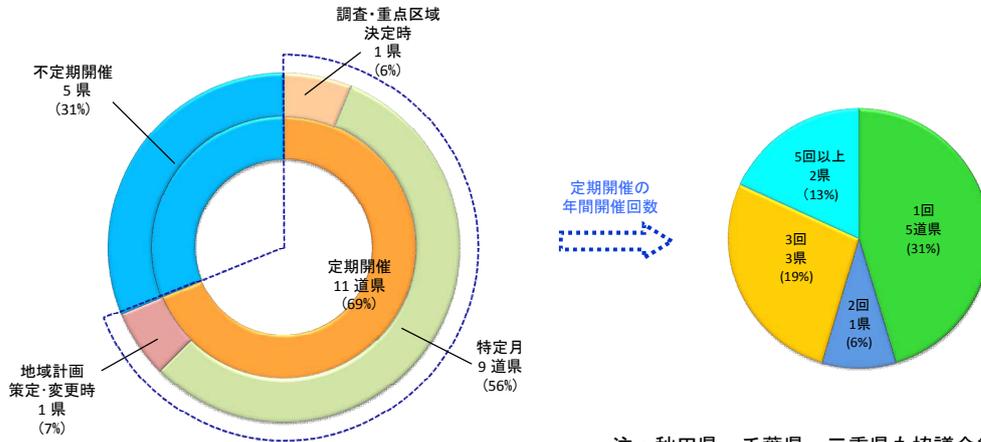
- 協議会を定期的開催している自治体が 11 道県、不定期開催が 5 県であった。
- 定期開催の自治体のうち、特定月に協議会を開催する自治体がほとんどで、年間開催回数は、1 回が最も多く、次いで 3 回であった。

表 4-2-3(1) 協議会の開催状況

年間開催時期	自治体数	自治体名
定期的	地域計画策定・変更時	1 鹿児島県
	特定月	9 北海道、山形県、新潟県、石川県、兵庫県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県
	調査・重点区域決定時	1 熊本県
不定期	未定	5 青森県、富山県、島根県、香川県、長崎県
計	16	

表 4-2-3(2) 協議会の開催回数

年間開催回数	自治体数	自治体名
1回	5	北海道、青森県、山形県、佐賀県、富山県
2回	1	石川県
3回	3	徳島県、宮崎県、沖縄県
5回以上	2	新潟県、兵庫県
計	11	



注：秋田県、千葉県、三重県も協議会組織済み（H23.3.1現在）

図 4-2-2 協議会の開催状況

## (3) 協議会の構成人数

(1)組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体(16 道県)の海岸漂着物対策推進協議会の構成人数について表 4-2-4、図 4-2-3 に示した。

- いずれの自治体も 40 人未満であり、10 人台及び 20 人台で構成する自治体がそれぞれ 6 県と同数で多かった。

表 4-2-4 協議会の構成人数

構成人数	自治体数	自治体名
10人未満	0	
10人以上20人未満	6	北海道、兵庫県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
20人以上30人未満	6	山形県、新潟県、石川県、島根県、徳島県、佐賀県
30人以上40人未満	4	青森県、富山県、香川県、熊本県
計	16	

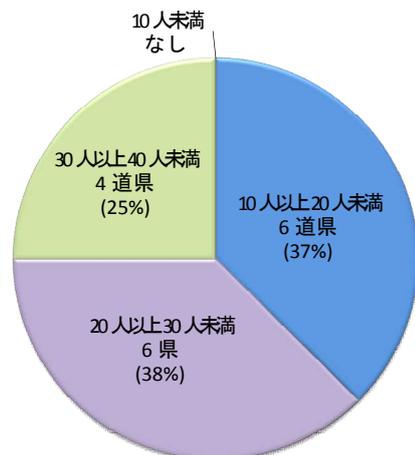


図 4-2-3 協議会の開催状況

#### (4) 協議会構成員の肩書き

(1)組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体(16 道県)の海岸漂着物対策推進協議会構成員の肩書きについて表 4-2-5、図 4-2-4 に示した。

- 県や市町村の行政（自治体）関係者が最も多く（62%）、次いで NPO 法人や地元の漁業協同組合などに代表される関係団体（19%）、学識経験者（6%）で主に構成されていた。

表 4-2-5 構成員の肩書き

16自治体対象	
構成員の肩書き	人数
学識経験者	23
関係団体	73
行政(国)	43
行政(自治体)	237
民間企業	3
その他	5
計	384

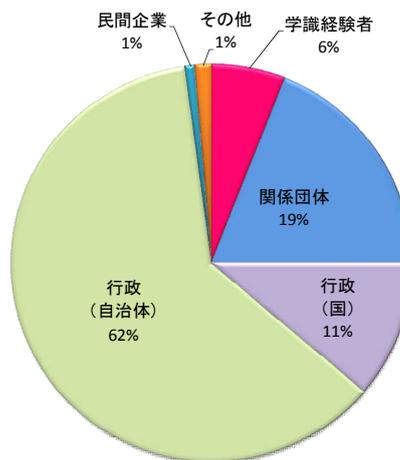


図 4-2-4 構成員の肩書き

#### (5) 協議事項

(1)組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体(16 道県)の海岸漂着物対策推進協議会における協議事項について表 4-2-6、図 4-2-5 に示した。

- 「地域計画の作成又は変更に関する協議」は、協議会組織済みの全自治体で行っていた。
- 次いで、「海岸漂着物等対策の推進に関する連絡調整、その他必要な事項」についての協議事項が多く、その他に、「海岸漂着物等対策に関わる普及啓発」、「海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理」に関するものが続いた。

表 4-2-6 協議事項

16自治体対象	
協議事項	自治体数
地域計画の作成又は変更に関する協議 (第14条及び第15条第2項1)	16
海岸漂着物等対策の推進に関する連絡調整、 その他必要な事項 (第15条第2項2)	9
海岸漂着物等対策に係る普及啓発に関すること	4
海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること	3
その他 (協議会運営、漂着ごみの現状、 今後の調査、調査地区の選定)	4

複数回答

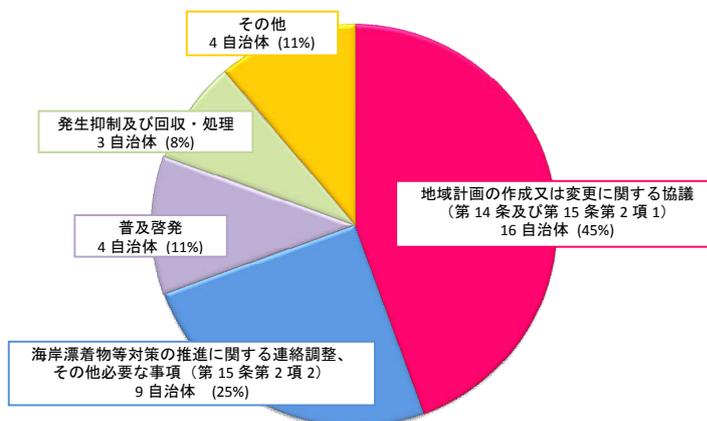


図 4-2-5 協議事項

### 4-3. 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況(法第 16 条第 1 項)

#### (1) 委嘱状況

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について表 4-3-1、図 4-3-1 に示した。

- ▶ 委嘱済みの自治体は 1 県 (4%) のみであった。
- ▶ 委嘱していない (予定あり) の自治体は、34 道府県 (73%) であった。
- ▶ 委嘱していない (予定なし) の理由は、「平成 24 年度以降の基金の存廃が不明な状況で推進員の委嘱は困難」が挙げられた。

表 4-3-1 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

委嘱状況	自治体数	自治体名
委嘱済み	1	三重県
委嘱していない (予定あり)	2	徳島県、沖縄県
委嘱していない (予定なし)	34	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
その他 (未定)	10	青森県、山形県、福島県、石川県、京都府、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、熊本県
計	47	

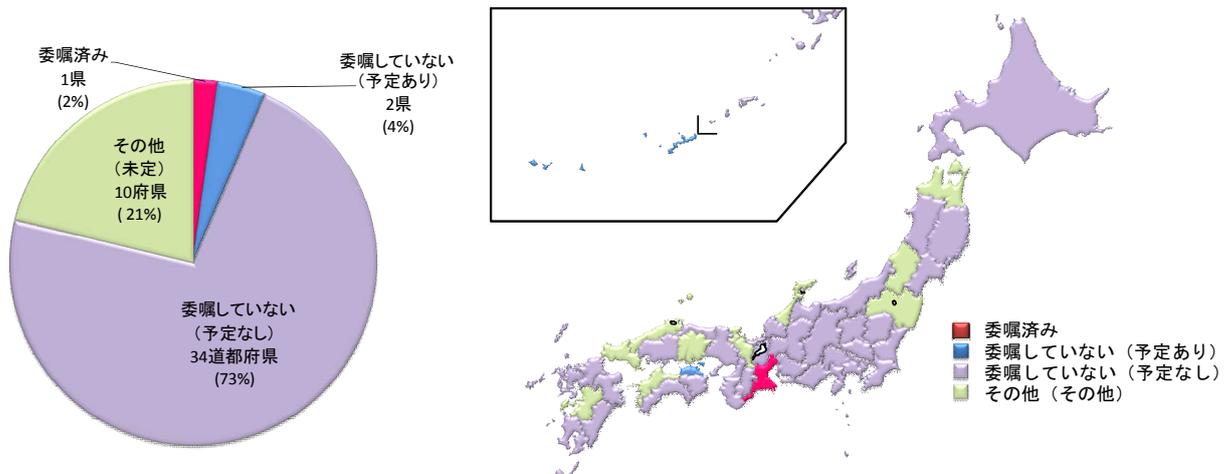


図 4-3-1 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

#### (2) 委嘱人数及び肩書き

(1) 委嘱状況において海岸漂着物対策活動推進員を委嘱済みと回答した自治体 (1 県) の委嘱人数及び推進員の肩書きについて表 4-3-2 に示した。

- ▶ 推進員への委嘱は、学識経験者 3 人、民間団体 1 人の計 4 人であり、アドバイザーとして協議会に参加している。

表 4-3-2 海岸漂着物対策活動推進員の詳細

肩書き	委嘱人数	協議会への参加有無
学識経験者	3	アドバイザーとして参加
民間団体	1	
計	4	

#### 4-4. 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況(法第 16 条第 2 項)

##### (1) 指定状況

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について表 4-4-1、図 4-4-1 に示した。また、指定予定時期を表 4-4-2 に示した。

- いずれの自治体も未指定であったが、指定していない(予定あり)は2県であった。
- 指定していない(予定あり)2自治体のうち、1県は平成23年度に指定予定である。
- 指定していない(予定なし)の理由は、海岸漂着物対策活動推進員と同じく「平成24年度以降の基金の存廃が不明な状況で推進員の委嘱は困難」が挙げられた。

表 4-4-1 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況

指定状況	自治体数	自治体名
指定済み	0	
指定していない(予定あり)	2	徳島県、沖縄県
指定していない(予定なし)	35	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
その他(未定)	10	青森県、山形県、福島県、石川県、京都府、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、熊本県
計	47	

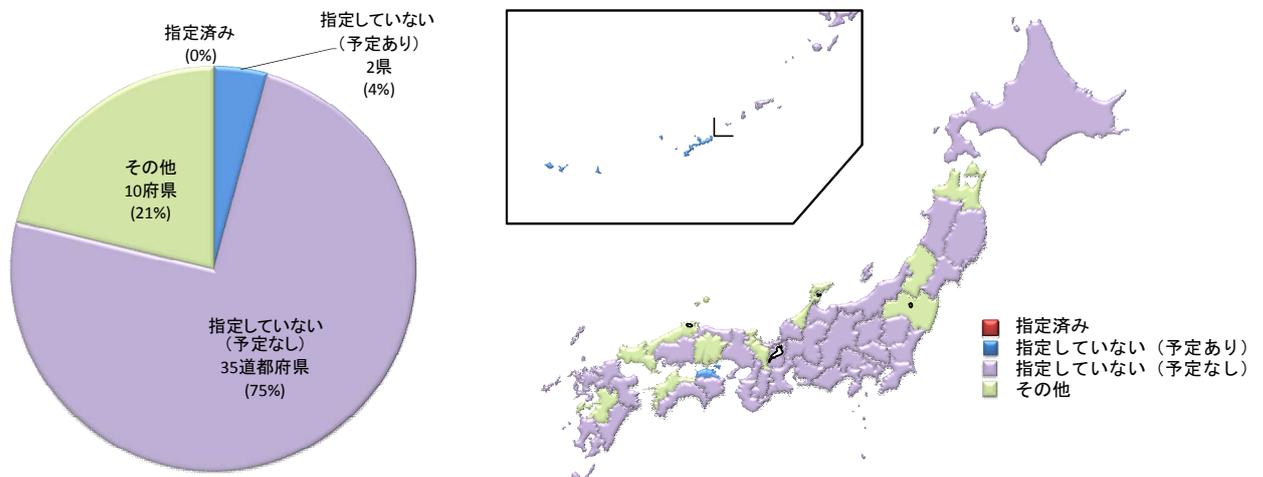


図 4-4-1 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況

表 4-4-2 海岸漂着物対策活動推進団体の指定予定時期

指定予定時期	自治体数	自治体名
平成23年度	1	徳島県
未定	1	沖縄県
計	2	

## 4-5. 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況、検討状況(法第 22 条)

### (1) 調査実施状況

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について表 4-5-1、図 4-5-1 に示した。

- 全自治体の約 50% (23 道府県) が既に調査を実施しており、未実施 (予定あり) の 10 都県を合わせると、全自治体の 70% を占めた。

表 4-5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
実施	23	北海道、青森県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
未実施 (予定あり)	10	岩手県、茨城県、東京都、福井県、三重県、和歌山県、愛媛県、福岡県、佐賀県、鹿児島県
未実施 (予定なし)	13	宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、奈良県、鳥取県、広島県
未回答	1	徳島県
計	47	

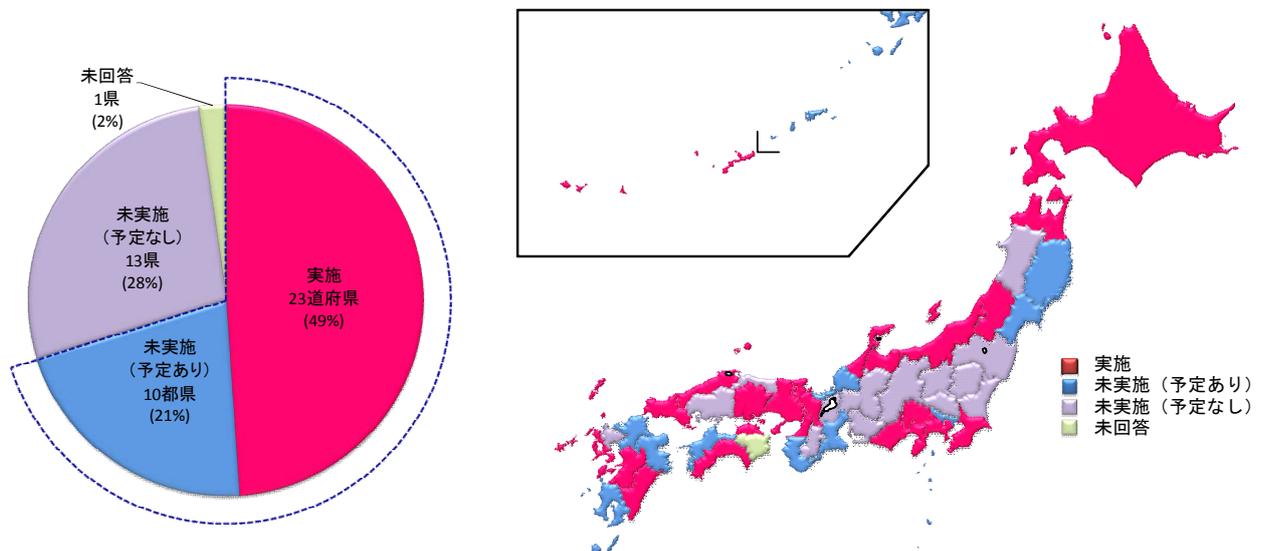


図 4-5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

## (2) 調査内容

(1)調査実施状況において実施または未実施（予定あり）と回答した自治体（33 都道府県：図 4-9 中の点線囲）の調査内容について表 4-5-2、図 4-5-2 に示した。

- 漂着物の量・種類に関する調査が最も多く行われていた（17 府県）。その他に、漂着物の写真撮影（6 都県）、市町村等へのヒアリング（5 県）などが多かった。

表 4-5-2 調査内容

調査内容	自治体数	複数回答	
		自治体名	
漂着物の量・種類	17	青森県、岩手県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、大阪府、和歌山県、島根県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県	
発生・漂着状況 (詳細不明)	11	茨城県、東京都、石川県、静岡県、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県	
撮影	6	北海道、青森県、山形県、京都府、和歌山県、佐賀県、	
ヒアリング (市町村・NPO等)	5	千葉県、新潟県、佐賀県、熊本県、宮崎県	
発生源調査	3	神奈川県、山口県、高知県	
地理的状況	3	山形県、岡山県、佐賀県	
その他	3	山形県、福井県、香川県	

注：赤字は、未実施(予定あり)の自治体を指す。

その他(内訳)  
・土地利用状況(山形県)、ごみマップ作成(香川県)、未定(福井県)

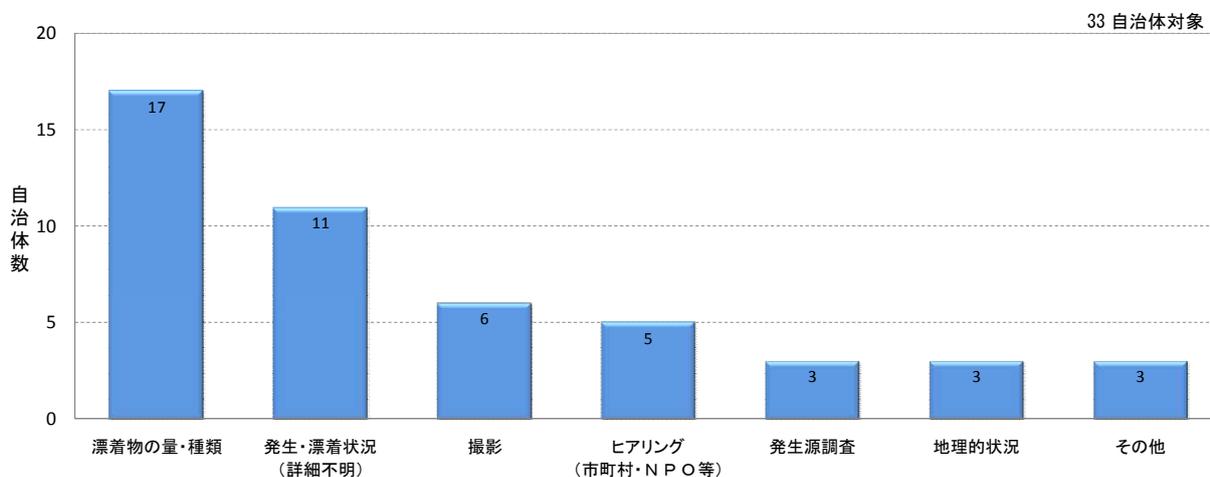


図 4-5-2 調査内容 (予定含む)

### (3) 調査結果の今後の活用方法

(1)調査実施状況において実施または未実施（予定あり）と回答した自治体（33 都道府県：図 4-5-1 中の点線囲）の調査結果の今後の活用方法について表 4-5-3、図 4-5-3 に示した。

- 地域計画策定への基礎資料としての活用（12 都府県）が最も多かった。
- 次に、重点区域・調査区域の選定（10 県）が多く、その他には回収処理関連（7 道県）、普及啓発用資料（5 県）、発生抑制対策検討資料（4 県）など多岐に渡る活用がうかがえた。

表 4-5-3 調査結果の今後の活用方法

活用項目	自治体数	自治体名	
		複数回答	
基礎資料 (地域計画)	12	茨城県、千葉県、東京都、富山県、三重県、京都府、岡山県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、鹿児島県	
	4	新潟県、富山県、佐賀県、熊本県	
重点区域・調査区域の選定	10	青森県、山形県、千葉県、兵庫県、和歌山県、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県	
回収処理（方法・計画・実施）	7	北海道、岩手県、神奈川県、石川県、島根県、高知県、沖縄県	
普及啓発用資料	5	神奈川県、新潟県、山梨県、京都府、高知県	
発生抑制対策検討資料	4	神奈川県、三重県、大阪府、和歌山県	
基礎資料（地域計画以外）	5	新潟県、富山県、佐賀県、熊本県、長崎県	
その他	5	福井県、静岡県、大阪府	

注：赤字は、未実施（予定あり）の自治体を指す。

その他(内訳)  
未定(福井県)、関係市町に対し、流木等処理事業補助金の活用を打診(静岡県)、海岸漂着ごみに係る事故防止ガイドラインの作成(大阪府)

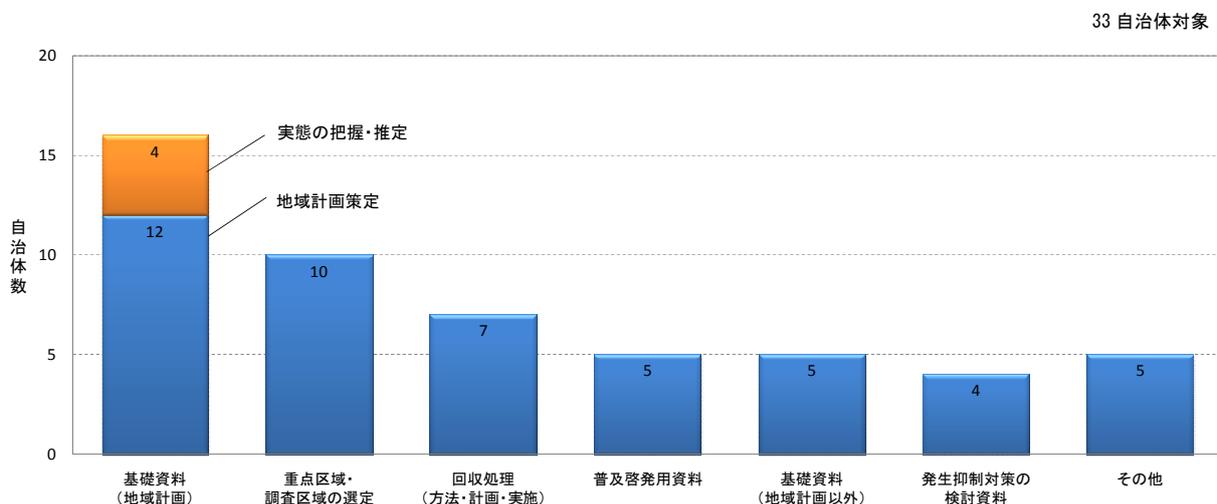


図 4-5-3 調査結果の今後の活用方法

## 4-6. ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第 23 条)

各自治体が取組むごみ等を捨てる行為の防止措置の内容について表 4-6-1、図 4-6-1 に示した。

- ▶ 普及啓発、監視活動による防止措置が多く、それぞれ全体の 40% を占めていた。
- ▶ 普及活動の内容は、主にパンフレットの配布やポイ捨て看板等の設置、講習会等における指導であった。
- ▶ 監視活動の内容は、ランドパトロール（巡回）が最も多く、その他には指導員・監視団体の設置やカメラの設置などであった。

表 4-6-1 防止措置

防止措置の内容	自治体数	複数回答
		計 (%)
条例の制定	9	9 (6%)
普及啓発	パンフレット等の配布	53 (38%)
	ポイ捨て防止看板等の設置	
	講習会等の指導	
	清掃(不法投棄誘発防止)	
	強化月(週)間の設置	
監視活動	ランドパトロール	58 (42%)
	スカイパトロール	
	指導員・監視団体の設置	
	カメラの設置	
協議会の設置	10	10 (7%)
情報収集・発信(ホットラインの設置含)	6	6 (4%)
その他	4	4 (3%)

その他(内訳)  
 不法投棄防止柵の設置(神奈川県、山梨県)、  
 ごみの状況把握調査等の実施(福井県)、  
 マニュアル(ごみの持ち帰りなど)作成(山口県)

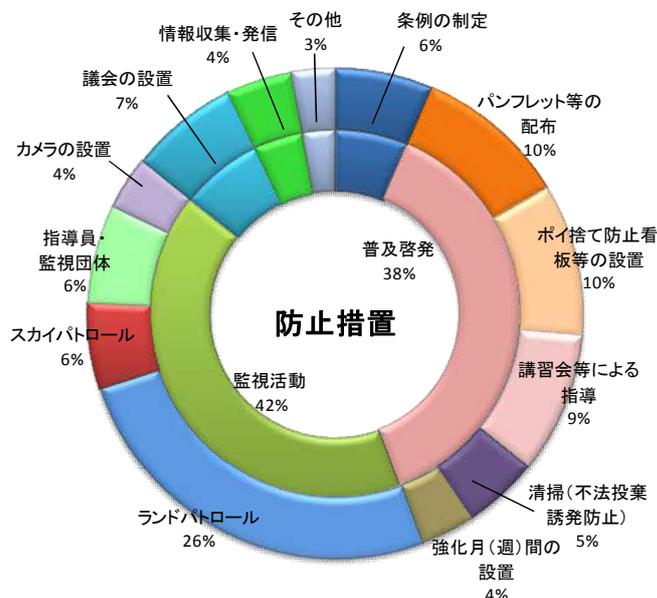


図 4-6-1 防止措置

## 4-7. 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発(法第 26 条、第 27 条)

### (1) 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発の実施状況について表 4-7-1、図 4-7-1 に示した。

- 実施自治体が 21 道府県、実施していない自治体が 24 都道県であり、実施していない自治体がわずかに上回った。
- 東北地方及び中国地方の日本海側で実施している自治体が多い傾向にあった。また、瀬戸内海沿岸自治体でも実施傾向がうかがえた。

表 4-7-1 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
実施している	21	青森県、秋田県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県
実施していない	24	北海道、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県、愛媛県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
未回答	2	愛知県、徳島県
計	47	

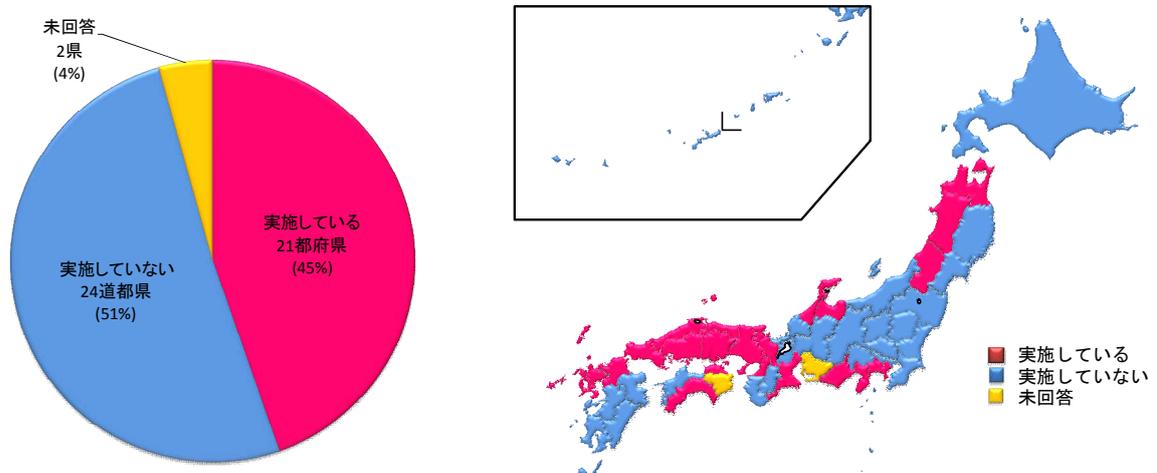


図 4-7-1 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

## (2) 環境教育の推進の実例

(1)環境教育の推進、普及啓発の実施状況において実施していると回答した自治体（21 都府県）において、海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進の実例を、表 4-7-2、図 4-7-2 に示した。

- 環境教育を実施している自治体の半数で、海岸河川の清掃活動や調査を通じたフィールドワークにおける環境教育が行われていた。
- 次に行政職員（海岸管理者）等による小中学生や住民のための出前講座等が挙げられた。その他に、エコツアーや海底ごみについての調査・見学会、漁業体験などもみられた。

表 4-7-2 環境教育の実施内容

教育内容	自治体数	自治体名
清掃・調査(海岸・河川)	12	秋田県、山形県、神奈川県、静岡県、富山県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、佐賀県
出前講義	7	山形県、神奈川県、富山県、三重県、京都府、岡山県、香川県
エコツアー(見学会含む)	4	岡山県、山口県、香川県、佐賀県
海底ごみ調査・見学	2	岡山県、香川県
漁業体験	1	岡山県
未回答	6	青森県、石川県、広島県、高知県、福岡県、長崎県

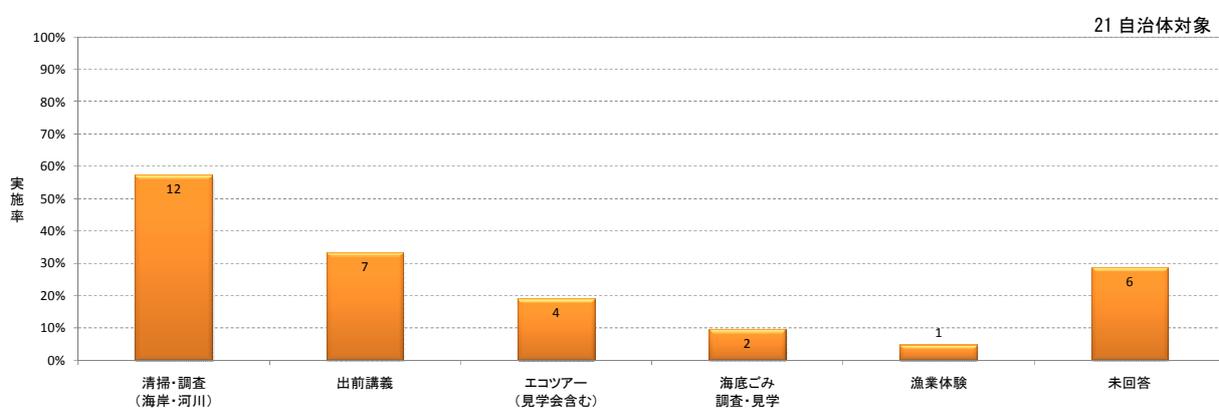


図 4-7-2 環境教育の実施内容

### (3) 普及啓発の実例

(1)環境教育の推進、普及啓発の実施状況において実施していると回答した自治体（21 都府県）において、海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発の実例について、表 4-7-3、図 4-7-3 に示した。

- 庁舎や図書館、イベント会場等におけるパネル展示やフォーラム・フェアの開催など、能動的に普及啓発を行う実例の他に、ホームページ等における情報提供が挙げられた。

表 4-7-3 普及啓発の実施内容

普及・啓発内容	自治体数	自治体名
パネル展示 (庁舎、図書館、イベント会場)	6	三重県、鳥取県、岡山県、香川県、高知県、長崎県
HPでの紹介 (調査結果、清掃活動呼びかけ)	5	富山県、岡山県、香川県、高知県、長崎県
リーフレット等の配布	5	秋田県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県
フォーラム・フェアの開催	4	富山県、石川県、山口県、長崎県
報道・広報への情報提供 (調査結果、清掃活動呼びかけ)	4	秋田県、神奈川県、山口県、長崎県
その他	1	広島県
未回答	6	青森、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県

複数回答

その他(内訳)  
せとうち海援隊の認定

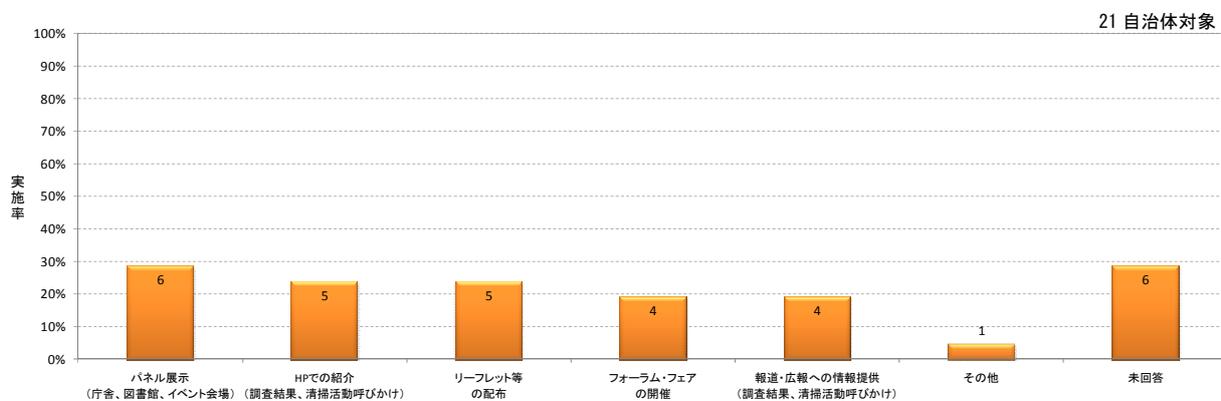


図 4-7-3 普及啓発の実施内容

## 4-8. 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及びその際の安全性確保のための配慮の実例(法第 25 条第 1 項及び第 2 項)

### (1) 連携・支援実施状況

民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況について表 4-8-1、図 4-8-1 に示した。

- ▶ 全自治体の約半数（26 道府県）が既に連携・支援を実施していた。

表 4-8-1 民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況

連携・支援状況	自治体数	自治体名
実施している	26	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
実施していない 又は 予定なし	19	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、愛媛県、熊本県、沖縄県
未回答	2	愛知県、徳島県
計	47	

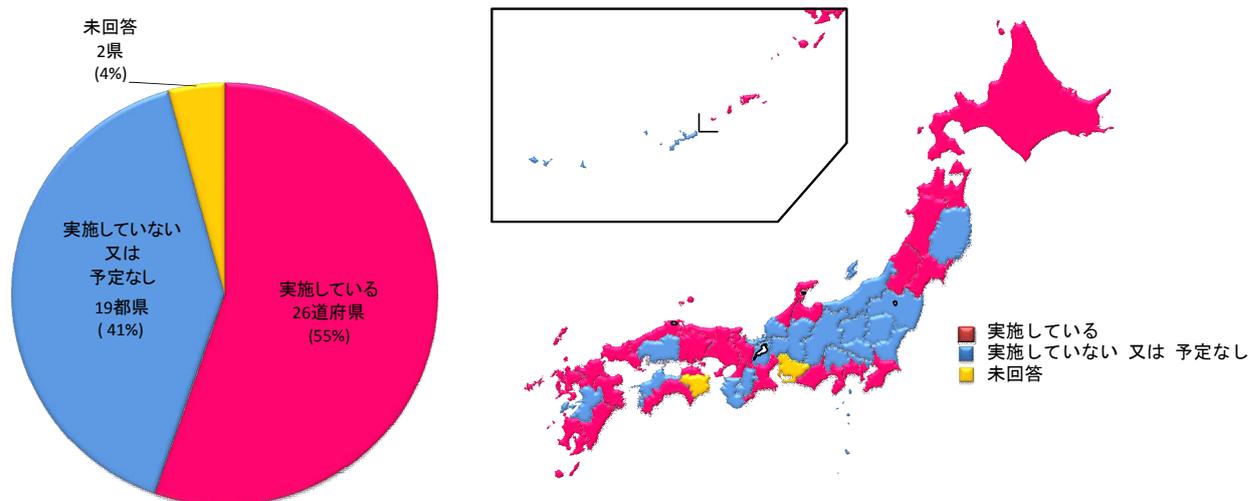


図 4-8-1 民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況

## (2) 連携・支援実施例

(1)連携・支援実施状況において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体(26道府県)の連携・支援の実例について表4-8-2、図4-8-2に示した。

- 清掃ボランティア活動の連携・支援が最も多くなっていた。連携・支援の内容は、資材の提供やごみの回収・運搬及び費用の免除や技術員の派遣などが挙げられた。
- 次いで、ボランティア活動保険加入の支援が多く、その他には業務の委託連携や講演会の開催・情報提供、アダプト制度※など様々であった。

※ アダプト制度：地域住民、企業、各種団体等の活動団体と行政が連携して美しいまちづくりを目指す新しい制度。認定を受けた活動団体が一定区間の河川、海岸等を自らの養子(アダプト)とみなして、活動の主役となり定期的な清掃美化活動を行う。行政(県や市町村)は、活動に対し回収費用の負担や資材の提供などの支援を行う。

表4-8-2 民間団体との連携・活動に対する支援の実例

連携・支援の実例	自治体数	自治体名	
		複数回答	
清掃ボランティア活動の連携・支援 (資材の提供、ごみの回収・運搬、費用の免除、技術員派遣)	22	北海道、宮城県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県	
ボランティア活動保険の支援	15	宮城県、秋田県、山形県、千葉県、富山県、静岡県、大阪府、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県	
清掃・普及啓発業務の委託連携	5	青森県、秋田県、山形県、岡山県、香川県	
講演会開催・情報提供	4	岡山県、山口県、佐賀県、鹿児島県	
アダプト制度	3	宮城県、大阪府、岡山県	
表彰制度を活用した活動の推奨	2	静岡県、兵庫県	
協議会の構成員としての参画	2	北海道、宮城県	
NPO法人の海岸清掃活動に係る後援名義の承認	1	北海道	

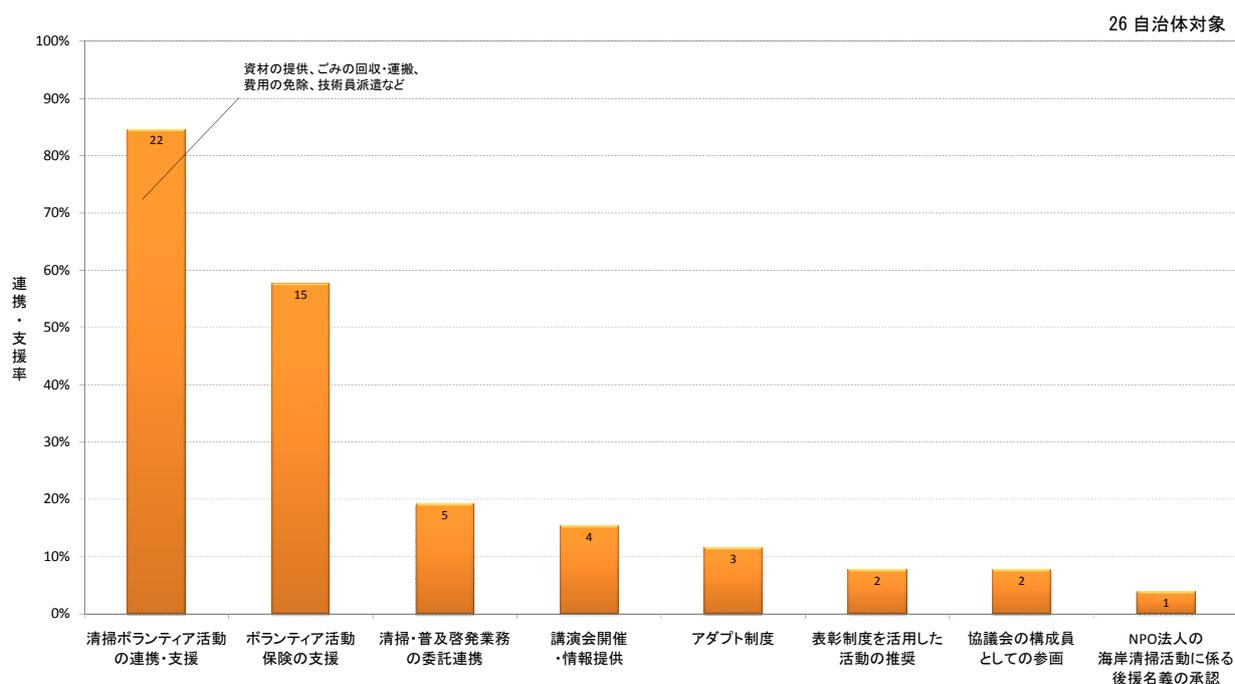


図4-8-2 民間団体との連携・活動に対する支援の実例

### (3) 安全配慮の実例

(1)連携・支援実施状況において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体(26道府県)の安全配慮の実例について表4-8-3、図4-8-3に示した。

- ボランティア活動保険の加入が最も多くなっていた。
- 次に、危険漂着物の取扱い方の指導・周知が多く、その他には清掃活動前に対象地区の事前確認(除草も含む)が挙げられた。

表4-8-3 民間団体との連携・活動における安全配慮の実例

実例	自治体数	自治体名
ボランティア活動保険の加入	15	宮城県、秋田県、山形県、千葉県、富山県、静岡県、大阪府、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県
危険漂着物の取扱い方の指導・周知	4	山形県、神奈川県、山口県、長崎県
清掃活動前に対象地区の事前確認	2	秋田県、長崎県
未回答	10	北海道、青森県、石川県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、福岡県、宮崎県、鹿児島県

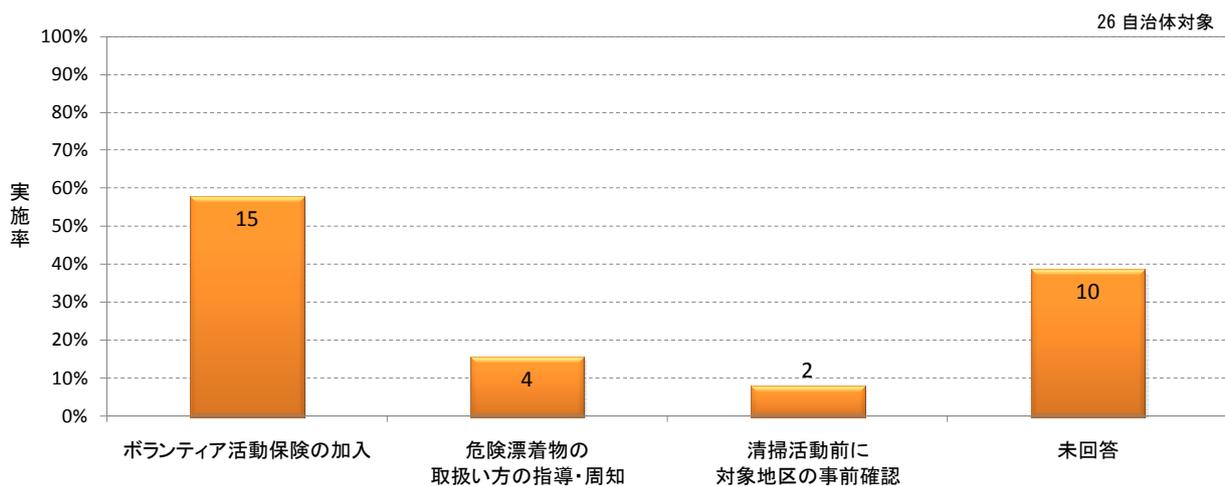


図4-8-3 民間団体との連携・活動における安全配慮の実例

#### (4) 連携が想定される民間団体等

(1)連携・支援実施状況において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体(26道府県)に対し、連携が想定される団体について表4-8-4、図4-8-4に示した。

- 想定される連携は、NPO等団体が最も多く、ボランティア等との協働が想定された。
- 次に組合や学校及び企業など、地元に関係する団体が想定された。

表4-8-4 想定される連携先

連携が想定される団体	自治体数	複数回答	
		自治体名	
NPO等団体	22	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、石川県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県	
組合(漁業・森林等)	7	宮城県、山形県、富山県、三重県、高知県、長崎県、大分県	
学校	4	静岡県、大阪府、高知県、長崎県	
企業	4	宮城県、大阪府、高知県、長崎県	
(社)・(財)法人	3	山形県、富山県、山口県	
自治会等	2	大阪府、大分県	
未回答	3	島根県、佐賀県、鹿児島県	

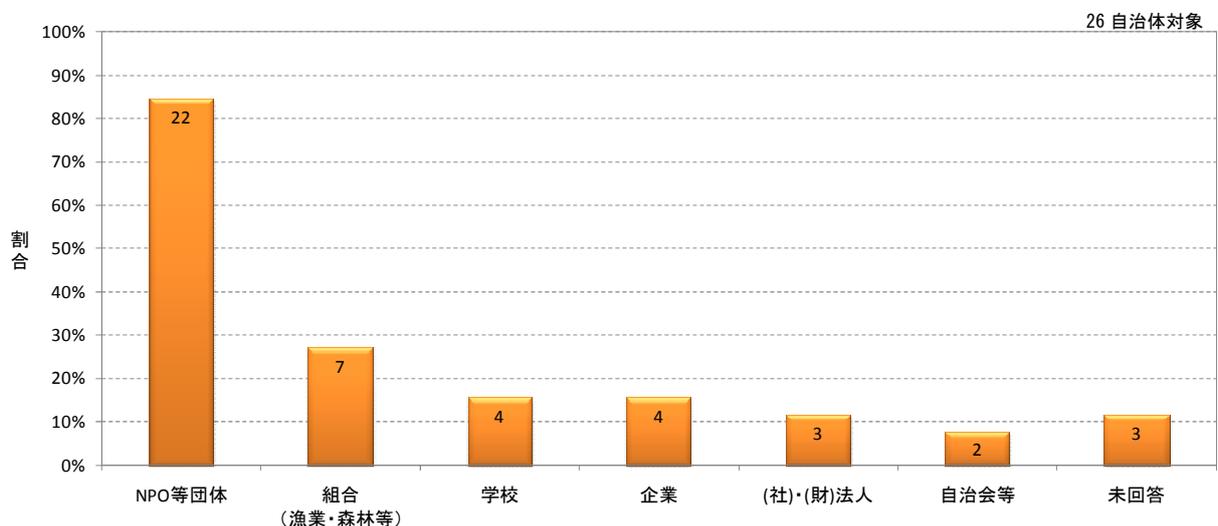


図4-8-4 想定される連携先

#### 4-9. 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題についてとりまとめ、表 4-9-1 及び表 4-9-1 に示した。

- 平成 24 年度以降の財政上の措置（地域グリーンニューディール基金終了後）に関する課題が多く提議され、継続的な財政支援を求める自治体が多かった。
- その他に、国からの情報提供や関係者間の情報交換、近隣諸国からの漂着ごみにおける発生原因の解明・対策の要請なども挙げられた。

表 4-9-1 海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての主な課題

課題	自治体数	自治体名
財政上の措置（主に地域GND基金終了後ついて）	31	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
財政上の問題（主にボランティアとの協働における費用）	10	北海道、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、愛知県、香川県、長崎県
国からの情報提供・関係者間の情報交換	4	山形県、茨城県、新潟県、山口県
近隣諸国からの漂着ごみの調査・対策・要請	4	新潟県、島根県、山口県、沖縄県
漂着メカニズム解明のための継続的な全国規模調査	2	新潟県、京都府
海底ごみを対象とした法整備・責任の明確化	2	岡山県、香川県
その他(表9-2参照)	14	秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県

複数回答

表 4-9-1 海岸漂着物対策の課題（その他課題・要請）

課題
◆河口部の漂着ごみを海岸漂着物として除去対象物とすべき。
◆台風時や河川流域の大雨時等には、任意の関係機関の連携・役割分担による処理や発生抑制対策だけでは限界があるため、 <b>処理の主体について、法制度の中で明確化する必要がある。</b>
◆全国規模の海岸漂着物実態調査の実施。 ①海外からの漂着状況 ②都道府県から他都道府県への漂着状況 ③河川ごみからの漂着状況
◆漂流・漂着ごみに係る <b>補助事業の採択基準の緩和。</b> ・災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省) ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費(国交省)
◆河川上流の <b>内陸県における対策手法等の明確化。</b>
◆海岸漂着物の集積と支障の状況、海岸漂着物の発生原因や因果関係の明確化。
◆ <b>ボランティアへの支援などを含めた弾力的な運用。</b>
◆ <b>国民的な取組となるような施策。</b>
◆海岸漂着物処理推進法における対象を漂着物だけでなく <b>漂流物も対象化。</b>
◆ <b>海岸管理者の責務の具体的方向性の提示</b>
◆回収困難箇所での回収作業方法、塩分を含む漂着ごみの処理方法等の技術面の支援。
◆重点区域に指定する際の数値的指針、目安の提示。
◆漂着ごみ問題に関する <b>国の啓発。</b>
◆海岸管理者等の委託事務やボランティア等との調整事務等の簡素化、ボランティアの作業負担の軽減対策。
◆漂着ごみが特に多い海岸における船舶やその他の手法による漂流ごみの回収の実施、回収の更なる効率化。

## 第5章 地域GND基金執行状況調査結果の整理・分析

地域グリーンニューディール基金（地域環境保全対策費等補助金）事業の補助対象となっている都道府県に対して、施行状況の調査を行った（平成22年9月）。

なお、環境省が平成21年度より実施してきた「地域グリーンニューディール基金（地域環境保全対策費等補助金）事業」の趣旨は以下に示すとおりである。

### 「地域グリーンニューディール基金（地域環境保全対策費等補助金）事業」

地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）を都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「都道府県等」という。）に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の実情に応じて、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業（以下「基金事業」という。）を実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的とする。

基金事業は、補助金により都道府県等において造成された基金を活用して都道府県等が行う事業である。

海岸漂着物に関しては、「海岸漂着物地域対策推進事業」として補助の対象を以下のように示している。

### 「海岸漂着物地域対策推進事業」

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための地域計画の策定に関する事業、地域計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業に対して補助金が交付される。

対象事業の内容は、次のように定められている。

#### 《海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業》

- ① 都道府県が自ら実施する事業であって、都道府県、市町村、地域の関係者等により構成される協議会の運営、地域計画の策定及び地域計画の策定に必要な調査等、海岸漂着物等の対策の推進を図るための事業。
- ② 都道府県が自ら、若しくは市町村への補助により実施する事業であって、海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業（民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。）、海岸漂着物等の回収・処理に係る調査研究。
- ③ 都道府県が自ら、若しくは市町村への補助により実施する事業であって、海岸漂着物等の発生の抑制に係る普及・啓発、海岸漂着物等の発生原因・抑制等に係る調査、発生抑制のための関係者間の連携・交流等、海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業。

## 概 要

### **(1) 基金充当額**

- 平成 21～23 年度の基金充当額は 58 億 9,544 万円。
- 充当総額における各事業の構成比は回収・処理分が全体の 85%、地域計画分は 10%、発生抑制対策分は 5%。

### **(2) これまでの進捗状況と平成 22 年度の事業予定**

- 平成 21 年度の執行済総額のうち、地域計画策定分が全体の 30%、回収・処理分が 68%、発生抑制対策分約 2%であった。
- 平成 22 年度は、地域計画策定分は全体の 11%、改修・処理分は 85%、発生抑制対策分は 4%となっている。

### **(3) 事業実施上の課題**

- 財政上の措置：全自治体が共通して、地域 GND 基金事業終了後の財政措置について言及。  
ボランティアへの支援。
- 海岸漂着物の処理主体の明確化。
- 発生抑制：発生源解明のための調査や漂着メカニズムの解明、河川上流及び河口部における対策の明確化。
- 外国由来のごみ：海外からの漂着状況調査や各国への対策要請、情報交換など。
- 普及啓発：国民各自のモラル向上に資する国の施策・啓発の必要性。
- 事業の対象：漂着ごみだけでなく、漂流ごみや海底ごみに対する対策。
- 対策の推進体制：回収の更なる効率化及び事務負担等の軽減。

### **(4) 国からの財政措置に係る関係者からの要望・改善点の提案**

- 要望：平成 21～23 年度の地域 GND 基金事業終了後の財政措置の継続。
- 改善点の提案：NPO 法人やボランティア団体等との協働・連携に係る支援の充実、地域 GND 基金の交付範囲の明確化、上流地域における湖沼等の清掃活動に係る財政支援、処理に要する経費及び処理量の下限の緩和、漂流ごみの処理費用に対する補助制度の創設など、地域の実情に応じた改善点が提案されている。

### **(5) 事業による海岸漂着物の回収・処理量**

- 回収量 (t) は、平成 21 年度が 3,203 t、平成 22 年度(9 月末時点)が 6,202 t であった。
- 平成 21～22 年度を通じて、もっとも回収個数が多かった漂着物は、流木・木材であり、このうちの大半が流木であった。
- 最も多かった回収理由は、景観上の配慮であり、その他には利用海岸であること(海水浴場、観光地)や環境影響であった。

## 5-1. 基金充当額

平成 21～23 年度の基金充当額は、表 5-1-1、図 5-1-1 に示すとおりである。

- 3 年間の充当総額は 58 億 9,544 万円であり、平成 21 年度の執行済額は 2 億 2,756 万円 (3.9%)、平成 22 年度の執行予定額は 29 億 6,237 億円 (50.2%)、平成 23 年度の執行予定額は 27 億 551 万円 (45.9%) となっている。
- 3 年間の充当総額における各事業の構成比は、回収・処理分が総額 50 億 643 万円で、全体の 84.9% を占め、地域計画分は 5 億 3,936 万円で 9.1%、発生抑制対策分は 3 億 4,965 万円で 5.9% となっている。

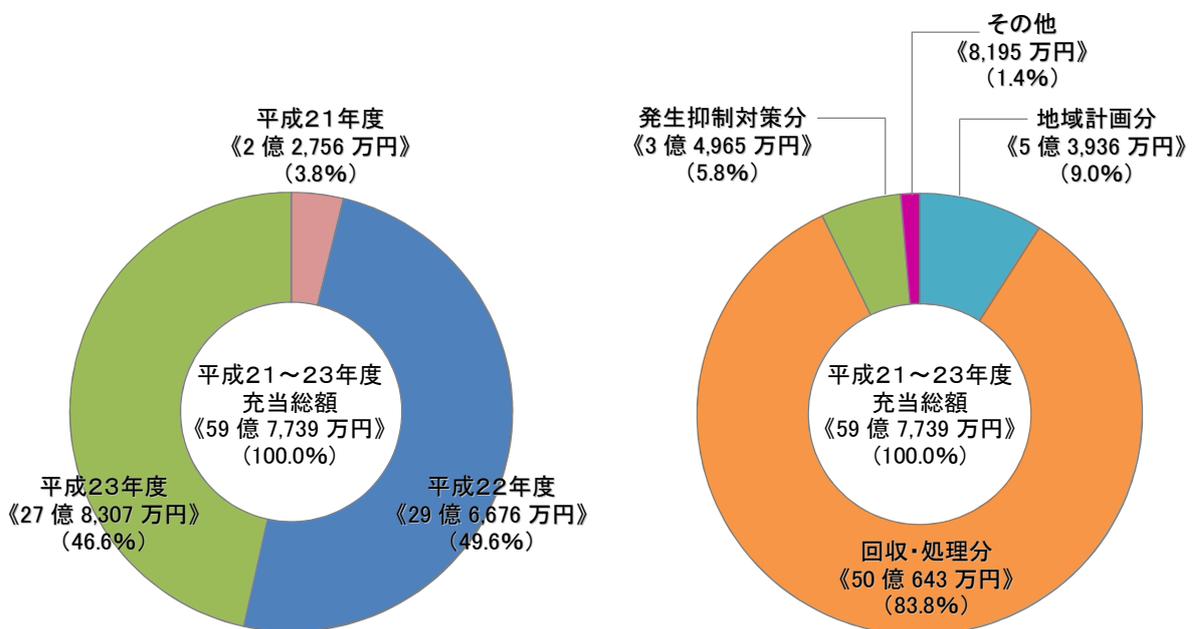


図 5-1-1 平成 21～23 年度の充当額の状況

表 5-1-1 平成 21～平成 23 年度における事業の状況

都道府県	地域計画策定	回収・処理	発生抑制対策	合計
北海道	○	○	×	36 都道府県
青森県	○	○	○	
岩手県	○	○	○	
秋田県	○	○	○	
宮城県	×	○	×	
山形県	○	○	○	
茨城県	○	○	×	
千葉県	○	○	○	
東京都	×	○	×	
神奈川県	×	○	○	
新潟県	○	○	○	
富山県	○	○	○	
石川県	○	○	○	
福井県	○	○	×	
愛知県	○	○	○	
三重県	○	○	○	
京都府	○	○	×	
大阪府	×	○	×	
兵庫県	○	×	×	
和歌山県	×	○	×	
鳥取県	×	○	×	
島根県	○	○	×	
岡山県	○	×	○	
山口県	○	○	○	
徳島県	○	○	○	
香川県	○	○	○	
愛媛県	○	○	×	
高知県	○	○	×	
福岡県	○	○	×	
佐賀県	○	○	×	
長崎県	○	○	○	
熊本県	○	○	×	
大分県	○	○	×	
宮崎県	○	○	×	
鹿児島県	○	○	×	
沖縄県	×	○	×	
合計	29 道府県	34 都道府県	16 県	
執行予定額	5 億 3,936 万円	50 億 643 万円	3 億 4,965 万円	59 億 7,739 万円 (その他 8,195 万円含)

## 5-2. これまでの進捗状況と平成 22 年度の事業予定

### (1) 平成 21 年度における進捗状況

平成 21 年度に実施した海岸漂着物地域対策推進事業状況は、図 5-2-1 に示すとおりである。

- 執行済の総額 2 億 2,756 万円のうち、地域計画策定分は 29 道府県で 6,738 万円 (29.6%)、回収・処理分は 34 都道府県で 1 億 5,442 万円 (67.9%)、発生抑制対策分は 16 県で 576 万円 (2.5%) となっている。

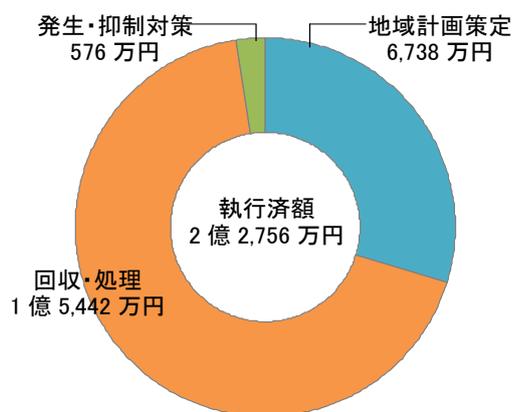
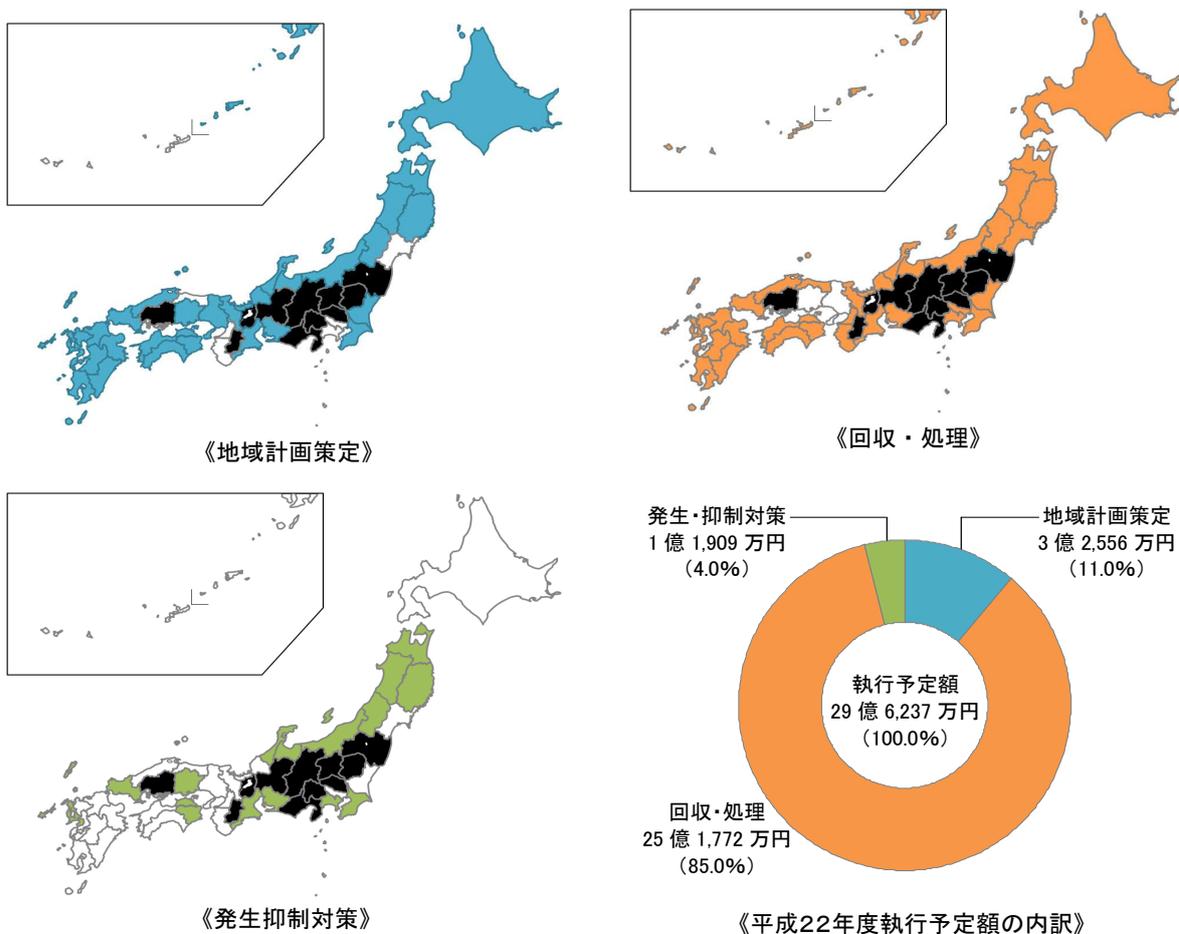


図 5-2-1 平成 21 年度の執行済額の内訳

## (2)平成 22 年度

平成 22 年度に実施予定の海岸漂着物地域対策推進事業は、図 5-2-2 に示すとおりである。

- 執行予定額の総額 29 億 6,676 万円のうち、地域計画策定分は 29 道府県で 3 億 2,556 万円 (11.0%)、改修・処理分は 34 都道府県で 25 億 1,772 万円 (84.9%)、発生抑制対策分は 16 県で 1 億 1,909 万円 (4.0%) となっている。



注：白地図上の黒い地域は、GND 基金が不給であることを示す。

図 5-2-2 平成 21～23 年度の事業予定

### 5-3. 事業実施上の課題

平成 21 年 11 月に実施された第 2 回海岸漂着物対策専門家会議では、「海岸漂着物対策の課題と法律等による措置」が示されている。

本資料では表 5-3-1 に示す事項を事業の課題として整理している。

表 5-3-1 海岸漂着物対策の課題（第 2 回海岸漂着物対策専門家会議）

項目	課題
海岸漂着物等の処理	○予算面も含めた、海岸漂着物の処理に係る体制。 ○離島等の処理困難な地域（不十分な処理施設の整備、アクセス困難による回収難）。
発生抑制	○発生源について未解明。 →効果的な対策を講ずるため発生原因や発生状況の実態把握が必要。 ○海岸漂着物が山・川・海の水の流れを通じて海域に流入。 ①発生抑制については個々の国民が自覚を高め、モラル向上を図ることが必要。 ②陸域で発生し河川を經由して流入するごみへの対策。 ③生活系ごみが多く含まれるとの指摘。事業者によるごみも散見。 ○漂流中のごみの回収は漂着物の発生抑制に資するとの一面も。
外国由来のごみ	○地域差はあるが、外国由来の海岸漂着物が相当程度存在する。 ○一方で、我が国から周辺国の海岸へ漂着するものもある。
対策の推進体制	○多くの関係者がそれぞれの立場で努力しているが、それでもなお処理できない質及び量の海岸漂着物が継続して押し寄せ。また、地域によって発生実態、被害状況、取組意欲に違いも。 ①処理・発生抑制を施策の両輪とし、計画的に継続して取組むことが必要。 ②多様な主体が連携して取り組む場の必要性。 ③民間団体等が地域におけるコーディネータとして重要な役割。 ○行政における海岸漂着物対策の推進体制。

上記の課題想定とは別に、地域 GND 基金運用後に実施された都道府県へのアンケートでは表 5-3-2 及び図 5-3-1 に示す課題が示された。本表では、自由記述である回答を表 5-3-1 の項目に沿って分類・整理して示した。なお、都道府県別の課題は、表 5-3-3 に整理した。

○海岸漂着物の処理（37 件、61.7%）に関しては、各自治体がほぼ共通して、平成 21～23 年度の地域 GND 基金事業終了後の財政措置を課題として提示している（図 5-3-1 参照）。財政措置がなければ海岸漂着物対策が困難である現状を浮き彫りにしている。また、海岸漂着物の処理主体の明確化が求められている。

○発生抑制（9 件、15.0%）に関しては、発生源解明のための調査や漂着メカニズムの解明が課題となっているほか、国民各自のモラル向上に資する国の施策・啓発の必要性、河川上流及び河口部における対策の明確化が求められている。さらに漂着ごみだけでなく、漂流ごみや海底ごみに対する対策も課題となっている。

○外国由来のごみ（4 件、6.7%）に関しては、海外からの漂着状況調査の必要性が挙げられたほか、関係国に対する対策推進や医療廃棄物・廃ポリタンク等の適正処理の要請、関係国との情報交換が必要とされている。

○対策の推進体制（5件、8.3%）に関しては、船舶等を用いた漂着前の漂流ごみの回収の実施、回収の更なる効率化及び事務負担等の軽減の検討が提示されているほか、回収・処理活動に必要な多様な主体の連携では、民間との協働が事業費増となるため取り組み難いといった実情とともにボランティアへの支援などを含めた弾力的な財政措置が求められている。

○その他（5件、8.3%）に関しては、情報提供・情報交換の必要性、先進的な取組事例の紹介等、関係機関への支援の必要性、重点区域に指定する際の数値的指針、目安の必要性が求められている。

表 5-3-2 都道府県が提示した海岸漂着物対策の課題

項 目		都道府県が提示した課題	
海岸漂着物等の処理	予算面	○平成 21～23 年度の地域 GND 基金事業終了後の財政措置。 ○地域 GND 基金充当は、海岸管理者からの委託実施しか認められず、県レベルでは活用しづらい。 ○ボランティアへの支援などを含めた弾力的な運用。	
	処理体制	○処理主体について、法制度の中で明確化。	
	処理困難	○漂流・漂着ごみに係る補助事業の採択基準の緩和。 ・災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）。 ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費（国交省）。 ○回収困難箇所での回収作業方法、塩分を含む漂着ごみの処理方法等の技術面の支援。	
発生抑制	発生源未解明	○海外からの漂着状況調査。 ○都道府県から他都道府県への漂着状況調査。 ○河川ごみからの漂着状況。 ○漂着メカニズムの解明等のための全国的なモニタリングの継続的实施。	
	モラル向上	○国民的な取組となるような施策。 ○漂着ごみ問題に関する国の啓発。	
	陸域ごみ対策	○河口部の漂着ごみを海岸漂着物として除去対象物とすべき。 ○河川上流の内陸県における対策手法等の明確化。	
	生活系・事業系ごみ	○国民的な取組となるような施策。	
	漂流ごみ	○海岸漂着物処理推進法における対象を漂着物だけでなく漂流物も対象化。 ○漂流ごみ、海底ごみを対象とした効果的な対策。	
外国由来のごみ	外国由来	○海外からの漂着状況調査。 ○関係国に対する対策推進の要請。 ○近隣諸国に対する医療廃棄物や廃ポリタンク等の適正処理の要請や情報交換。	
	我が国から周辺国へ流出	—	
対策の推進体制	処理不能な質・量	○漂着ごみが特に多い海岸における船舶やその他の手法による漂流ごみの回収の実施、回収の更なる効率化、事務負担等の軽減を調査検討。	
	地域による違い	計画的に継続	○財源が明確化されないと具体的な計画を作成することは困難。
		多様な主体の連携	○民間との協働は、事業費増となるため取り組み難い。 ○海岸管理者等の委託事務やボランティア等との調整事務等の簡素化、ボランティアの作業負担の軽減対策。
	民間団体等がコーディネート	—	
行政における推進体制	○海岸管理者の責務の具体的方向性の提示及びそれに見合う財政措置。		
その他	○情報提供・交換等。 ○先進的な取組事例の紹介等、関係機関への支援。 ○重点区域に指定する際の数値的指針、目安の提示。		

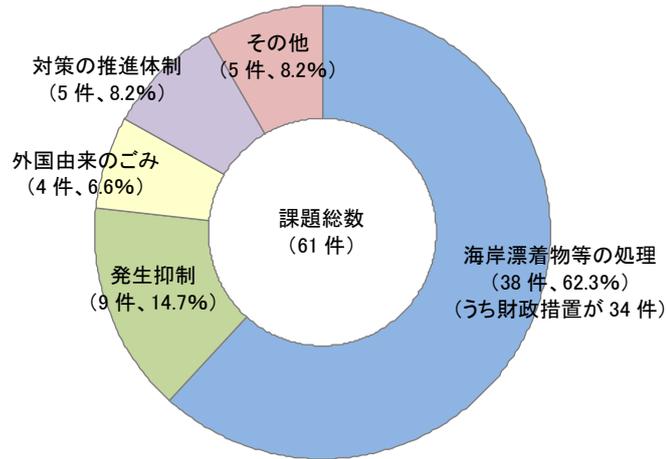


図 5-3-1 都道府県が示した海岸漂着物対策の課題の分類

表 5-3-3(1) 海岸漂着物対策の課題（都道府県別）

都道府県	課 題
北海道	◆GND 基金事業終了後も、漂着物等の対策を継続するための財政上の措置。
青森県	◆財源が明確化されないと具体的な計画を作成することは困難。 ◆GND 基金事業終了後の財政上の措置。
宮城県	◆法第 29 条第 1 項の政府の財政上の措置が平成 23 年度までしか講じられていないため、長期的な視点に立った地域計画の策定が困難。早急な財政上の措置の検討が必要。
秋田県	◆交付税措置の増額など、実質的事業増に対応した国の財政措置が必要。 ◆民間との協働は、事業費増となるため取り組み難い。
山形県	◆地域 GND 基金事業終了後の財政支援。 ◆情報交換等。
茨城県	◆情報提供や助言が必要。
千葉県	◆河口部の漂着ごみを海岸漂着物として除去対象物とすべき。
神奈川県	◆平成 24 年度以降における地域 GND 基金等の法制化。 ◆台風時や河川流域の大雨時等には、任意の関係機関の連携・役割分担による処理や発生抑制対策だけでは限界があるため、処理の主体について、法制度の中で明確化する必要がある。
新潟県	◆継続的な財政支援。 ◆先進的な取組事例の紹介等、関係機関への支援。 ◆全国規模の海岸漂着物実態調査の実施。 ①海外からの漂着状況 ②都道府県から他都道府県への漂着状況 ③河川ごみからの漂着状況
富山県	◆GND 基金が終了する 24 年度以降における継続的な財政支援。
石川県	◆国による恒常的かつ必要な財政措置。 ◆GND 基金事業（H21～H23）終了後における GND 基金事業の継続。 ◆漂流・漂着ごみに係る補助事業の採択基準の緩和 ・災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省） ・災害関連緊急大規模漂流流木等処理対策事業費（国交省）
福井県	◆地域 GND 基金以降の補助金の交付。 ◆平成 24 年度以降の財政措置の内容・規模等の明確化。
山梨県	◆河川上流の内陸県における対策手法等の明確化。 ◆海岸漂着物の集積と支障の状況、海岸漂着物の発生原因や因果関係の明確化。
静岡県	◆地域 GND 基金の恒久的な制度化。

表 5-3-3(2) 海岸漂着物対策の課題（都道府県別）

都道府県	課 題
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成 24 年度以降の恒久的な財源がないと地域計画に定める対象事業の実施が困難。</li> <li>◆地域 GND 基金充当は、海岸管理者からの委託実施しか認められず、県レベルでは活用しづらい。</li> <li>◆ボランティアへの支援などを含めた弾力的な運用。</li> </ul>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆GND 基金終了後の財政措置の早期の明確化。</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成 24 年度以降における地域 GND 基金同様の支援。</li> <li>◆関係国に対する対策推進の要請。</li> <li>◆漂着メカニズムの解明等のための全国的なモニタリングの継続的实施。</li> <li>◆国民的な取組となるような施策。</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成 24 年度以降の財源措置。</li> <li>◆海岸漂着物処理推進法における対象を漂着物だけでなく漂流物も対象化。</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成 24 年度以降の国からの財政支援。</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆基金終了後、平成 24 年度からの継続的財政支援。</li> </ul>
島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本海対岸諸国への海岸漂着ごみの原因究明と対策の要請。</li> <li>◆地域 GND 基金事業以降の継続的な財政措置。</li> <li>◆海岸管理者の責務の具体的方向性の提示及びそれに見合う財政措置。</li> </ul>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海底ごみの処理に関する関係法令の整備及び関係者の責任の明確化。</li> </ul>
山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域 GND 基金事業以降の総合的な財政措置。</li> <li>◆回収困難箇所での回収作業方法、塩分を含む漂着ごみの処理方法等の技術面の支援。</li> <li>◆近隣諸国に対する医療廃棄物や廃ポリタンク等の適正処理の要請や情報交換。</li> <li>◆情報提供。</li> </ul>
香川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成 24 年度以降の財政支援。</li> <li>◆漂流ごみ、海底ごみを対象とした効果的な対策。</li> </ul>
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成 24 年度以降の財政支援措置。</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成 24 年度以降の財政措置。</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆重点区域に指定する際の数値的指針、目安の提示。</li> <li>◆平成 24 年度以降の恒久的財政支援措置の有無、規模、内容の早期提示。</li> </ul>
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成 24 年度以降の財政措置。</li> <li>◆漂着ごみ問題に関する国の啓発。</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海岸管理者等の委託事務やボランティア等との調整事務等の簡素化、ボランティアの作業負担の軽減対策。</li> <li>◆漂着ごみが特に多い海岸における船舶やその他の手法による漂流ごみの回収の実施、回収の更なる効率化、事務負担等の軽減を調査検討。</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成 24 年度以降の基金の継続。</li> </ul>
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成 24 年度以降の財政措置。</li> </ul>
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域 GND 基金が終了する平成 24 年度以降の財源確保。</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成 24 年度以降の財政上の措置。</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆排出源と想定される国（中国、台湾、韓国、東南アジア諸国）への対策の申し入れ。</li> <li>◆平成 24 年度以降の財政措置に関する情報提供。</li> </ul>

## 5-4. 国からの財政措置に係る関係者からの要望・改善点の提案

国からの財政措置に係る関係者からの要望・改善点を、都道府県へのアンケートから整理して表 5-4-1 に示した。

- ▶ 国からの財政措置に係る要望に関しては、前項の課題と重複するものが大部分であり、平成 21～23 年度の地域 GND 基金事業終了後の財政措置が継続されることを要望している。
- ▶ 改善点の提案に関しては、NPO 法人やボランティア団体等との協働・連携に係る支援の充実、地域 GND 基金の交付範囲の明確化、上流地域における湖沼等の清掃活動に係る財政支援、処理に要する経費及び処理量の下限の緩和、漂流ごみの処理費用に対する補助制度の創設など、地域の実情に応じた改善点が提案されている。

表 5-4-1 国の財政措置に係る改善点の提案

改善点の提案	キーワード
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域 GND 基金の交付範囲を至急明確にすべき。(民地・海岸保全区域・一般公共海岸・他の法令の規定により管理を行う区域)</li> <li>◆台風等の災害時で緊急性を要する状況に対し、市町村等が即時に対応が可能となる基金の運用等の支援策を行うべき。</li> <li>◆財政上の措置は、地域の実態に即した事業内容や対象経費を制度化すべき。</li> <li>◆発生源が不明な海岸漂着物については、任意の関係機関の連携・役割分担による処理や発生抑制対策だけでは限界があることから、その費用の負担のあり方については、さらに法制度の中で明確化すべき。</li> <li>◆本県での海岸漂着物の回収・処理は、適切な役割分担のもと、地元市町村やボランティアと連携・協力し実施していることから、県(海岸管理者)が海岸漂着物の回収・処理を主体的に行う市町村に対して、GND 基金を活用した補助が実施できるよう、GND 基金の制度を改正すべき。</li> <li>◆河川等流れ込む流木や、葦、藻等の自然物(草木類：非魚類)の処理費用について、GND 基金事業の対象となるように補助対象を緩和すべき。</li> </ul>	GND 基金の交付範囲
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆NPO 法人やボランティア団体等との協働・連携が不可欠であることから、これらの団体等の活動支援の充実を図るべき。</li> <li>◆法律に規定する海岸漂着物対策全般を対象とした財政支援措置を早期創設すべき。特に民間団体が行う回収処理、発生抑制の活動に対する財政支援措置を行うべき。</li> </ul>	民間団体支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆当法律では、発生抑制対策についても定めていることから、上流地域における湖沼等の清掃活動についても、国としての財政支援を行うべき。</li> </ul>	発生抑制
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆漂着ごみの処理に係る国庫補助制度について、補助要件を緩和するとともに、補助率を拡大すべき。</li> </ul>	処理の補助制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆漂流物及び海底ごみへの財政措置を行うべき。</li> <li>◆漂流ごみの処理費用に対する補助制度を創設すべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①水難救護法における漂流物(≒漂流ごみ)の市町村処理費用への助成を行うべき。</li> <li>②関係機関が市町村へ引き渡す漂流物について、漂流物の内容物等の特定及び評価を行って引き渡すべき。</li> <li>③市町村が実施する漂流ごみの回収処理費用へ財政支援(漂着ごみの発生抑制)すべき。</li> </ul> </li> <li>◆海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 により、県・市町村防除措置等の要請を行う場合に助成を行うべき。(漂流物のほとんどは、所有者が不明であり、同法第 41 条の 3 による管理者等への費用負担請求は難しい)</li> </ul>	漂流・海底ごみ

## 5-5. 事業による海岸漂着物の回収・処理量(16県(H21)・19県(H22))

### (1) 清掃を実施した海岸の延長及び面積

平成21～22年度にかけて清掃を実施した海岸の延長及び面積は、表5-5-1に示すとおりである。なお、平成21年度の調査対象は16県、平成22年度は19県である。

- 清掃を実施した海岸延長は、平成21年度が213,482m、平成22年度が1,273,487mであった。
- 清掃を実施した海岸面積は、平成21年度が6,712,905m<sup>2</sup>、平成22年度が28,901,959m<sup>2</sup>であった。

表5-5-1 清掃を実施した海岸の延長及び面積

海岸延長	海岸延長 (単位：m)		海岸面積 (単位：m <sup>2</sup> )	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
計	213,482	1,273,487	6,712,905	28,901,959

### (2) 年度別の海岸漂着物回収量

平成21～22年度の海岸漂着物の回収量は、表5-5-2及び図5-5-1に示すとおりである。

- 回収量 (t) は、平成21年度が3,203t、平成22年度(9月末時点)が6,202tであった。
- 都道府県別にみると、平成21年度は福井県がもっとも多く、1,620tを回収している。また、平成22年度は高知県がもっとも多く、1,968tを回収している。

表5-5-2 年度別の海岸漂着物回収量

回収量	回収量 (単位：t)		回収量 (単位：m <sup>3</sup> )	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
計	3,203	6,202	24,710	1,143,306

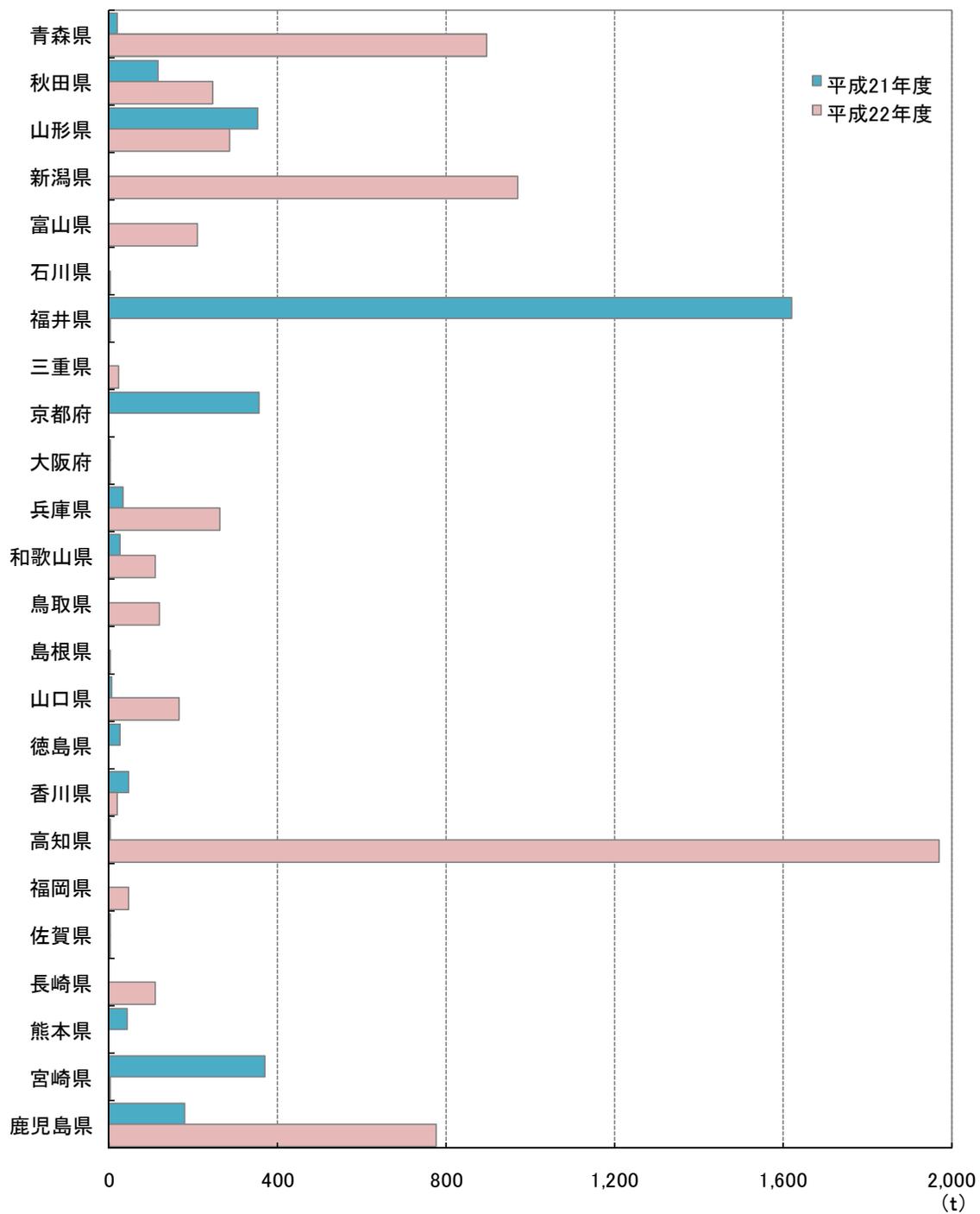


図 5-5-1 年度別の海岸漂着物回収量

### (3) 回収物の内訳

平成 21～22 年度の回収物の内訳は、表 5-5-3 及び図 5-5-2 に示すとおりである。

- 平成 21～22 年度を通じて、もっとも回収有りが多かった漂着物は、流木・木材であり、このうちの大半が流木である。
- 次いで多いのがプラスチック類で、以下、木くず・葦・海藻、缶、発泡スチロール、ガラス・ビン類、金属類、漁網・漁具と続いている。

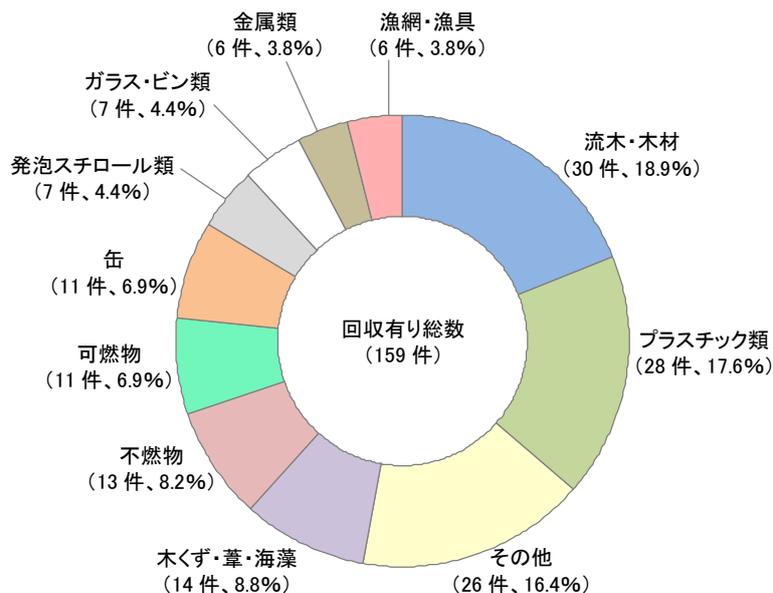


図 5-5-2 回収物の内訳

表 5-5-3 回収物の内訳

都道府県	年度	漂着物の種類										
		流木材	木くず 葦・海藻	プラスチック類	発泡スチロール類	ガラスビン類	缶	金属類	漁網具	可燃物	不燃物	その他
青森県	H21			○	○		○					
	22			○	○		○	○	○			○
秋田県	H21	○		○					○	○	○	○
	22	○		○								○
山形県	H21	○	○	○								
	22	○		○					○	○	○	
新潟県	H21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
富山県	H21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
石川県	H21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22									○	○	
福井県	H21	○	○	○								
	22		○								○	
三重県	H21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22	○		○		○	○					○
京都府	H21	○	○	○					○	○	○	○
	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	H21	○		○								○
	22	○		○								○
兵庫県	H21	○		○	○	○	○				○	○
	22	○	○	○	○	○	○			○	○	○
和歌山県	H21	○										
	22	○	○	○								○
鳥取県	H21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22	○		○	○				○	○	○	○
島根県	H21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22	○		○								○
山口県	H21	○		○								○
	22	○		○						○	○	○
徳島県	H21	○										○
	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	H21	○	○	○			○			○	○	○
	22											○
高知県	H21	○										
	22	○	○	○		○	○					○
福岡県	H21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22	○	○	○		○	○					○
佐賀県	H21			○				○				
	22			○		○	○	○				○
長崎県	H21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22	○		○	○				○		○	○
熊本県	H21	○	○	○				○				○
	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	H21	○										
	22	○										
鹿児島県	H21	○	○	○	○					○	○	○
	22	○	○									○
回収有り計		30	14	28	7	7	11	6	6	11	13	26

#### (4) 回収理由

平成 21～22 年度の海岸漂着物の回収理由は、図 5-5-3 に示すとおりである。

- 全体を通じて多い回収理由は、景観上の配慮であり、385 件に達した。次いで多いのが海水浴場で 296 件、以下、観光地 156 件、環境影響 146 件となっている。
- 県別の回収理由では、景観上の配慮については兵庫県の 113 件、海水浴については富山県の 49 件、観光地については兵庫県の 27 件、環境影響については鳥取県の 58 件が多くなっている。

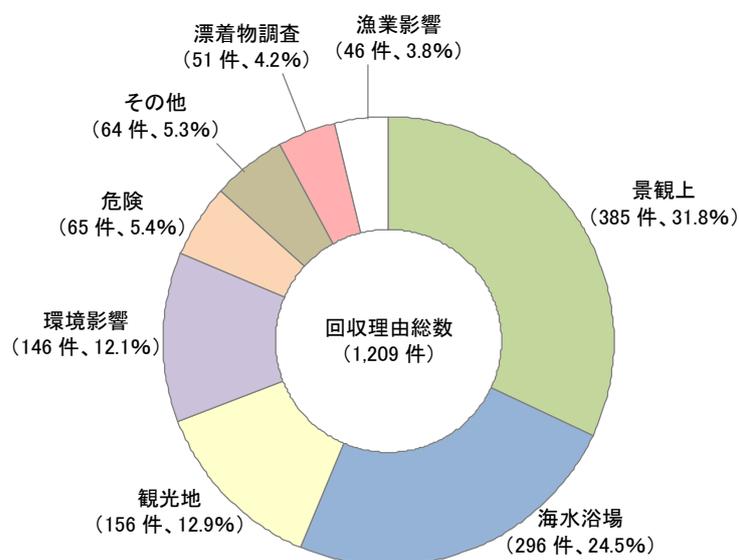


図 5-5-3 海岸漂着物の回収理由

## **第6章 海岸漂着物対策専門家会議等で使用する資料の作成**

第4章、第5章の情報を取りまとめて、海岸漂着物処理推進法第30条2項に基づき環境省において執り行う海岸漂着物対策専門家会議等で活用する資料を作成した。

作成した資料は、資3及び資4に示す。

## 第7章 検討会の開催

専門家による検討会を組織し、以下の内容について技術的な助言を得た。

- 都道府県間の協力あっせんのための基礎調査の内容
- 海岸漂着物の流出対策に関する検討内容
- 海岸漂着物の処理に関する関係機関の連携の内容
- 市民団体との連携による海岸漂着物対策推進の取組事例について

### 概 要

#### **(1) 検討会の構成**

検討会は、専門家5名（学識経験者2名、民間団体1名、行政2名）より構成した。

#### **(2) 実施内容**

##### 1) 業務の目的

海岸漂着物処理推進法の着実な実施にあたっての基礎情報整理を行うことを目的としている。

##### 2) 意見聴取の内容及び関連資料

事前に資料を送付し、メール等により検討委員会の意見を聴取した上で今後の方向性を取りまとめるという手法とした。

#### **(3) 提出意見**

各委員からの意見を聴取し、結果を取りまとめた。なお、委員長からは各委員からの意見を総括する形で取りまとめた。

#### **(4) 提出意見に対する見解及び今後の方向性**

##### 1) 主要な指摘事項に対する見解

提出された意見の中から主要な指摘事項を抽出し、それに対する事務局としての見解をとりまとめた。

##### 2) 複数の都道府県等が協力を行う際の主要な問題点・課題（委員長意見より）

各委員からの意見及び上記の見解等を踏まえて、考えられる現状の問題点と課題について委員長の意見を抽出した。

##### 3) 今後の方向性について

上記の主要な指摘事項及び見解、さらに主要な問題点・課題等を踏まえて、今後の方向性についてとりまとめた。

## 7-1. 検討会の構成

検討会は、専門家5名より構成した。構成メンバーは、表7-1-1の通りである。

表 7-1-1 検討会の構成 (敬称略)

区分	氏名	所属
学識経験者	兼廣 春之 (委員長)	東京海洋大学 名誉教授
	藤枝 繁 (委員)	鹿児島大学 水産学部 教授
民間団体関係者	金子 博 (委員)	一般社団法人 JEAN 代表理事
行政関係者	押野 賢也 (委員)	山形県 生活環境部 循環型社会推進課 課長
	中村 孝 (委員)	鳥羽市 環境課 課長

## 7-2. 実施内容

上記の構成による検討会を、下記の日時及び場所において開催予定であった。

表 7-2-1 検討会実施予定の概要

検討会開催日時：平成23年3月17日(木) 13:00~15:00
検討会開催場所：スタンダード会議室 虎ノ門 Annex 地下1階B会議室

しかしながら、平成23年3月11日に発生した地震と大津波による被害が甚大であることに鑑み、上記の日時・場所における検討会の開催は行わず、事前に資料を送付しメール等により検討会委員の意見を聴取した上で、今後の方向性等をとりまとめるという形で検討会を実施することとした。

この検討の目的と内容は以下の通りである。

### (1) 業務の目的

平成21年7月に、海岸漂着物対策を強化するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(以下「海岸漂着物処理推進法」という)が成立した。本法律を適切に施行するため、都道府県の取組状況や取組に当たっての課題を整理し、総合的な施策を進めていく必要がある。

このため、本業務においては、海岸漂着物の処理に関する都道府県の協力のあっせん、地域の環境の保全上著しい支障がある海岸漂着物の処理に関する協力を進めるために必要な調査や検討、また、これらを進めるために必要な、都道府県等における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組の進捗状況の把握・分析を行うことより、今後の同法の着実な実施にあたっての基礎情報整理を行うことを目的としている。

## (2) 意見聴取の内容及び関連資料

### 【意見聴取の内容】

- 複数の都道府県等が協力を行う際の問題点及び打開策について
- 環境省があっせんを行うにあたり、有効なあっせん内容
- その他

### 【関連資料】

- 資料 1-1 都道府県間の協力あっせんのための基礎調査
- 資料 1-2 海岸漂着物の流出対策に関する検討
- 資料 2-1 海岸漂着物の処理に関する関係機関の連携
- 資料 2-2 市民団体との連携による海岸漂着物対策推進の取組事例

なお、関連資料として示した資料 1-1 は、本報告書の第 1 章 1-1 及び資 1、資料 1-2 は第 1 章 1-2、資料 2-1 は第 2 章、資料 2-2 は第 3 章に相当するため、本章では割愛する。

## 7-3. 提出意見

送付した資料を受けて、各委員から提出された意見を表 7-3-1～表 7-3-3 に示す。なお、委員長意見は、各委員からの意見を総括する形で後述の 7-4(2)に示す。

表 7-3-1 提出意見（複数の都道府県等が協力を行う際の問題点及び打開策に関する意見）

委員名	提出された意見
藤枝 委員	資料 2-2（本報告書第 3 章、p24～）より、被害者加害者といった漂着ごみ利害関係ではなく、美しい海、にぎわいのある海域という共通のポジティブな目標を設定し、海洋環境に関心を持つ以外のより多くの人を巻き込むための一つのツールとして ICC という世界共通のツールを利用する。
金子 委員	都道府県レベルで連携・協力を図っていく際の問題点の第一に、組織内部の認識が一致していないことを挙げることができる。資料 1-1、19 頁（資 1、資表 3-1(2)、p 資 1-16）の三重県の意見記述にも、その点を見て取れる。＜廃棄物担当＞が「他県を起源とするものが含まれているため、愛知県、岐阜県等との連携が必要。」であるのに対して、＜河川管理者＞は、「漂着物等は今のところ確認されていないので、特に必要性は感じていない。」と認識している。このギャップの遠因には、国の関係省庁のレベルにおける「縦割り意識」があることも否定できない。 つまり、海岸漂着物処理推進法に規定された「海岸漂着物対策推進会議」が形式的なもので、多くの政策課題を抱えている中で、海洋（海岸漂着）ごみ対策に向けた「本気さ」が不足していると懸念される。 打開策の一つは、まずは国において、行政組織相互の連携のあり方についての「範」を示していくことにある。
押野 委員	都道府県同士で直接協力するのではなく、行政（国、関係都道府県・市町村）、学識経験者、市民団体などからなる協議会組織を設置し、協議会の場で協力等を協議する。
中村 委員	表-2 (2)（資 1、資表 2-1(2)、p 資 1-7）山形県（河川）の意見等にあるように、「海岸漂着物の大部分は河川起源である」「ごみの発生抑制をしないとイケない」とあるように対策はほとんどされていない。生物のための「魚道」があるように、ごみが流出しないための「ごみ道」（仮称）により河川の途中で、効率的にごみを回収する施設整備をしてはどうか。

表 7-3-2 提出意見（環境省があっせんを行うにあたり、有効なあっせん内容に関する意見）

委員名	提出された意見
藤枝 委員	<p>瀬戸内海では、中四国環境事務所が中心になりこれまで議論を重ねてきた。複数の都道府県を含む海域（瀬戸内海、伊勢湾、東京湾）ですでに広域連携が進んでいる事例（海洋ごみ問題以外）があれば、その中での共通した問題として海岸美化活動を設定し、連携した取組として ICC を実践する。これは該当海域内だけでなく、他の海域との比較や連携が可能であるという共通な問題点と ICC という共通なツールによって有効となる。</p> <p>また海域といった一部の地域に限定することなく、国全体として統一キャンペーンを実施することも必要と考える。このキャンペーンのツールに ICC を利用することにより、過去 20 年間のデータの蓄積とネットワークや地域の工夫が活用でき、また統一したデータをこれまで以上に緻密な面で捉え、かつそれを継続することにより、経年変化を数量だけでなく面的に捉えることができる。キャンペーンの時期は、大量漂着後で季節的にも活動しやすい春から海開き前の夏の回収を主とする期間と、国際海岸クリーンアップの 9 月、10 月を、調査を主とする期間として実施する。地域によって大量漂着が終了する季節が異なるが、それを検証するよりも、主に利用する期間の清潔の保持と活動しやすい時期に実施すること、さらに年複数回実施することにより低密度の状態を保つことを目指す。</p>
金子 委員	<p>未曾有の震災発生という中ではあるが、本件のようなアンケートでの意見集約ではなく、やはり、関係者による検討会を改めて開催するなどしてディスカッション（意見陳述だけではない）を行うことが必要。</p>
押野 委員	<p>上流側、下流側を問わず、都道府県全体の課題を把握するとともに、解決を都道府県に任せるのではなく、国の内外を問わない広域的な問題であるとの視点に立ち、積極的に課題を解決する役割を担ってほしい。</p>
中村 委員	<p>地域では、有効な漂着ごみ対策は困難です。したがって、環境省が都道府県等のあっせんをしても効果は薄いと思います。必要なことは、環境省等が国としての予算の確保や抜本的な発生抑制の対策を実行する中心となることです。</p>